

京都府公立高等学校生徒通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、公立高等学校生徒の通学に要する経費(以下「通学費」という。)の保護者負担を軽減し、もって教育の機会均等を図るため、通学費の一部について、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、府内の公立高等学校に通学している生徒の保護者で、京都府内に住所を有する者とする。

(補助要件)

第3条 教育長は、次に掲げる要件をすべて満たすものについて補助するものとする。

- (1) 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が別表1に定める所得基準額以下であること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の非受給者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、生徒が通常の経路による通学に利用する交通機関に係る1箇月の定期乗車券購入金額を上限とした定期券等購入額から22,100円(別表2に定める所得基準額以下の者にあつては、17,000円)を控除した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の年間合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とする。

2 この要綱に基づく補助金には、規則第4条の2の規定は、適用しない。

(補助金の支給期)

第6条 補助金は、4月分から9月分及び10月分から3月分の2期に分けて支給する。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書に係る資料(別記第1号様式の2)を添付の上、原則として別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の期日以降において、申請書を提出した場合は、原則として当該申請を受理した日の属する月の翌月から補助金を交付するものとする。

(変更交付申請)

第8条 住所の変更、転学等の事由により、補助金の額に変更を生じる場合の変更交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、変更交付申請書に係る資料(別記第2号様式の2)を添付の上、速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、実績報告書に係る資料(別記第3号様式の2)を添付の上、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(経由)

第10条 補助対象者がこの要綱により教育長に書類を提出する場合は、生徒の通学する学校の長を経由しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 教育長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) この要綱の趣旨に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 過疎地域等に居住する公立高等学校生徒通学費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき平成20年度までに補助金の交付を受けていた者については、旧要綱第2及び第3の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

(所得基準額表 1)

世帯の人員 の数	3人以下	4人	5人	6人	7人以上
所得基準額	6,749千円	6,962千円	7,175千円	7,388千円	7,388千円に世帯の人員の数が6人を超えて1人増すごとに213千円を加えた額

(注) 世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数である。

別表 2

(所得基準額表 2)

世帯の人員 の数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
所得基準額	1,460千円	2,060千円	2,760千円	3,230千円	3,590千円	4,060千円	4,060千円に世帯の人員の数が6人を超えて1人増すごとに470千円を加える
上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額							
1 母子・父子世帯 280千円							
2 障害者1人につき 320千円							
3 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額							

(注) 世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数である。